

二次募集

令和8年度

佐賀県産業イノベーションセンター

さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業

(特許等出願補助金)

開発した技術や製品、 その価値を守れていますか？

「大切な技術を保護し、他者による模倣を防ぐため」
特許権または実用新案権の取得費用を一部補助します。

特許等出願補助金

■応募可能

県内に事業所を有するものづくり中小企業者等

■補助率と上限額

補助対象経費の2/3 上限30万円

■対象となる経費

- 特許出願料
- 出願審査請求料※1
 - ※1 令和9年1月29日までに審査請求と代理人への支払が完了したものに限り
- 実用新案登録出願料
- 代理人費用※2
 - ※2 交付申請前に実施する先行・類似技術調査に要する費用も含む

募集期間 令和8年7月1日(水)～9月30日(水)

※毎月末までの申請分に対して審査を行います。
採択の状況によって応募期間を短縮する可能性があります。



<お問い合わせ>

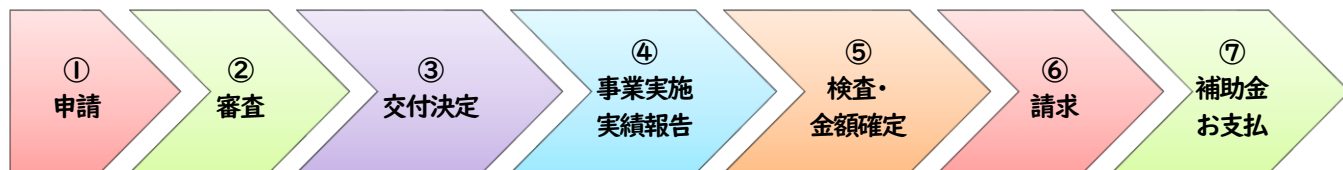
公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 TEL：0952-34-4413
E-mail：kenkyuu@sagaperch.jp

詳細はQRコードから
ご確認ください。

補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領**を必ずご確認ください。

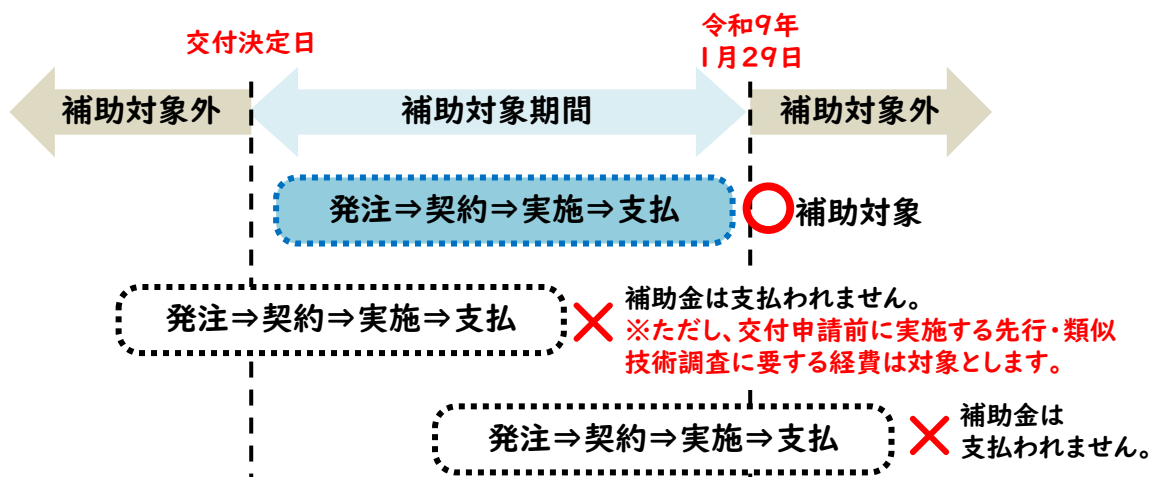
■補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類**をご提出ください。
- ② 申請内容の**審査（書類審査）**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定**を通知します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書**をご提出いただき、補助金をお支払いします。

■補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人 佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課

☎ 0952-34-4413 📧 : kenkyuu@sagaperch.jp